

羽田空港等を活用した道産品販路拡大事業委託業務に係る  
総合評価一般競争入札における落札者決定基準

令和6年（2024年）4月23日  
北海道経済部食関連産業局食産業振興課

## 1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、羽田空港等を活用した道産品販路拡大事業委託業務（以下、「業務」という）の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を示すものである。

## 2 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の要素に係る評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た数値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

また、競争入札（再度入札に限る。）の結果、予定価格の範囲内の入札価格がない場合又は応札者がいない場合は、随意契約によることができ、最低価格の入札者から見積書及び提案書を徴する。

## 3 価格評価点

価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に、価格評価点の得点配分を乗じて得た数値（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格評価点の得点配分} \\ \text{〈例〉} & \text{予定価格が 550,000 円で入札価格が 500,000 円の場合} \\ & (1 - 500,000 \text{ 円} / 550,000 \text{ 円}) \times 50 \text{ 点} = 4.545\cdots \approx \underline{4.55} \end{aligned}$$

## 4 技術評価点

技術評価点は、別紙「羽田空港等を活用した道産品販路拡大事業委託業務技術評価点 評価項目、評価基準及び配点」（以下「評価基準」という。）に基づき、本基準の第5項に定めるところにより評価基準に記載する評価項目毎に評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

## 5 技術評価点の評価方法

(1) 技術評価点の評価は、道が設置した羽田空港等を活用した道産品販路拡

大事業委託業務の契約における総合評価審査会（以下、「審査会」という）において審査する。

(2) 1次評価（書面審査）において、評価基準による必須項目が具備されているか否かを事務局が判定し、これを満たしている者には基礎点10点を与え、1項目でも満たしていない場合、その時点で失格とする。

なお、判定結果については2次評価（プレゼンテーション）前に委員に報告する。

(3) 2次評価（プレゼンテーション）においては、加点項目について、提案内容に応じ審査を行い、その提案内容に応じて評価基準に示す配点に基づき加点する。

(4) 技術評価点は、審査会の各構成員の採点の平均点をもってその得点とする。（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）

#### 6 価格評価点と技術評価点の得点配分

価格評価点と技術評価点の得点配分は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の得点の配分については、要求する技術等の要素により当該業務の成果が大きく影響されることから、技術評価点に重点を置いた総合評価を行うこととし、その配分割合は、価格評価点：技術評価点＝1：3とする。

| 区分 | 価格評価点の得点配分 | 技術評価点の得点配分                     | 合計   |
|----|------------|--------------------------------|------|
| 配分 | 50点        | 150点<br>うち基礎点 20点<br>うち加点 130点 | 200点 |

(別紙)

羽田空港等を活用した道産品販路拡大事業委託業務  
技術評価点 評価項目、評価基準及び配点

| 評価項目     |          | 1次評価   | 2次評価 | 評価区分 |      |
|----------|----------|--|------|------|------|
|          |          | 基礎点  | 加点   |      |      |
| 業務遂行能力全般 | 実施体制・役割等 | 業務実施にあたって必要な実施体制、役割（責任者、人員、組織図など）について記載されているか。   | 10   | —    | 必須項目 |
|          |          | 提案者の組織体制が業務実施に必要かつ十分なものとなっているか。  | —    | 10   | 加点項目 |
|          |          | 道内関係団体・事業者とのつながりをはじめ、十分な知見やマーケティング活動の実績を有しているか。  | —    | 10   | 加点項目 |
|          | 業務スケジュール | 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。  | —    | 10   | 加点項目 |
| 企画提案内容   | 実施内容     | 企画提案指示書記載「3 委託業務の内容」が記載されているか。   | 10   | —    | 必須項目 |
|          |          | どさんこプラザや道産品取り扱い店舗との連携について、事業趣旨を踏まえた効果的な提案となっているか。  | —    | 30   | 加点項目 |
|          |          | テスト販売について、羽田空港店の立地特性、利用客等を踏まえた効果的な実施内容となっているか。   | —    | 20   | 加点項目 |
|          |          | インバウンド需要等に対する道内事業者のマーケティング支援について、事業趣旨を踏まえた効果的な提案となっているか。   | —    | 30   | 加点項目 |
|          |          | 報告書の項目の設定・考え方が適切であるか。  | —    | 10   | 加点項目 |
| 道施策との適合性 | 実施内容     | 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか（別紙基準表参照）。  | —    | 4    | 加点項目 |
|          |          | 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認定制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか（別紙基準表参照）。 | —    | 1    | 加点項目 |
|          |          | 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。  | —    | 5    | 加点項目 |

| 配点  |     | 合計  |
|-----|-----|-----|
| 基礎点 | 加点  |     |
| 20  | 130 | 150 |

【配点方法】

・基礎点項目（事務局審査）

| 評価            | 配点  |
|---------------|-----|
| 必要項目が記載されている  | 10点 |
| 必要項目が記載されていない | 失格  |

・10点満点の加点項目（審査員審査）

| 評価       | 配点  |
|----------|-----|
| 非常に優れている | 10点 |
| 優れている    | 7点  |
| 標準的である   | 5点  |
| やや劣っている  | 3点  |
| 劣っている    | 0点  |

・20点満点の加点項目（審査員審査）

| 評価       | 配点  |
|----------|-----|
| 非常に優れている | 20点 |
| 優れている    | 14点 |
| 標準的である   | 10点 |
| やや劣っている  | 6点  |
| 劣っている    | 0点  |

・30点満点の加点項目（審査員審査）

| 評価       | 配点  |
|----------|-----|
| 非常に優れている | 30点 |
| 優れている    | 21点 |
| 標準的である   | 15点 |
| やや劣っている  | 9点  |
| 劣っている    | 0点  |

「北海道働き方改革推進企業認定制度」、「障がい者雇用」及び「パートナーシップ構築宣言」に関する評価基準

### ① 北海道働き方改革推進企業認定制度

■加点は、認定グレードに対応した配点とする。

- ・ゴールド認定、シルバー認定：各4点
- ・ブロンズ認定：2点
- ・ホワイト認定：1点

### ② 障がい者雇用

■北海道働き方改革推進企業認定制度の「ゴールド認定・シルバー認定・ブロンズ認定」で、次の障がい者雇用の評価基準を満たしていれば、さらに加点する。

○「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の認証ポイント

- 【大企業】 4ポイント以上：1点
- 【中小企業】 1ポイント以上：1点

### ③ パートナーシップ構築宣言

■国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言していれば、さらに加点する。

- ・宣言している：5点
- ・宣言していない：0点

参加者がコンソーシアムの場合は、以下のとおりとする。

コンソーシアムの構成員のうち、1社でも「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「パートナーシップ構築宣言」の宣言を行っていれば、上記に従って加点する。

コンソーシアムのうち、複数の構成員が「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受け、かつ異なるグレードである場合は、構成員のうち最上位のグレードの認定を受ける事業者について、上記2に従って加点する。